

平成 19 年 12 月 18 日

**ゆうちょ銀行のクレジットカード業務、変額個人年金等
生命保険募集業務及び住宅ローン等の代理業務に関する
郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見**

社団法人 全国信用金庫協会

1. これまで私ども信用金庫は、郵政民営化について、①肥大化した規模の縮小を図り、②公正な競争条件を確保するとともに、③地域経済の再生と
そのための地域金融の安定維持に十分配慮したうえで、民間金融システム
に円滑に統合していくべきである、と主張してきた。
2. そうした中で、今回のクレジットカード業務、変額個人年金等生命保険
募集業務及び住宅ローン等の代理業務を内容とする新規業務については、
本年 10 月に民営化の移行期間がスタートしたとはいえ、規模の縮小に向
けた道筋が不明確であり、かつ 100%の政府出資が残るなど公正な競争
条件が確保されていない段階での認可申請であり、信用金庫業界としては
大変遺憾である。
3. 特に、公正な競争条件の確保の大前提である暗黙の政府保証について、
郵政民営化委員会は「暗黙の政府保証は預金者等の誤解である」として、
政府による広報活動により誤解が払拭されると表明しているが、これまで
の広報活動で、「政府が出資する以上ゆうちょ銀行が破綻することはない」
という預金者等の意識を払拭できているのか、審議に当たって検証す
べきである。

4. 加えて、郵政民営化委員会が意見募集を広く行うことは、審議の透明性・公正性の観点から重要なことであるが、本年10月の運用対象の自由化に関する意見募集の際に提出された意見に対しても委員会の考え方が必ずしも十分に明らかにされたとはいえず、委員会は透明性の確保に最善を尽くすべきである。
5. 今回の新規業務の認可申請に関しては、ゆうちょ銀行の法令等遵守態勢等の確保が極めて重要である。郵政民営化委員会は、金融庁における他の金融機関と同等の厳正な検査・監督を通じたゆうちょ銀行の法令等遵守態勢等の整備状況を十分踏まえたうえで、慎重に調査審議を行うべきである。
6. 以上の点を踏まえ郵政民営化委員会においては、ゆうちょ銀行のなし崩し的な業務拡大を追認することなく、今回の認可申請に対して、次の点について意見具申を行うべきである。
- ① ゆうちょ銀行は、不公正な競争条件によって肥大化した規模を合理的な規模まで縮小する道筋を示すこと。
 - ② 金融庁は、ゆうちょ銀行に対する厳正な検査・監督を通じて、法令等遵守態勢などの内部管理態勢を把握し、必要に応じて厳格に対応すること。
 - ③ 公正な競争条件が確保されていない段階においては、他の民間金融機関の業務に影響を及ぼすと考えられる新規業務の拡大に関して、慎重な検討が必要であること。とくにクレジットカードのキャッシングは貸付業務であり、公正な競争条件が確保されていない中では認められないこと。

- ④ 変額個人年金等生命保険募集業務及び住宅ローン等の代理業務については、グループ会社間等における顧客情報の保護など、まずもって法令等遵守態勢の整備状況を慎重に検証すること。

以 上